

## 佐賀県規則第18号

佐賀県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県営住宅条例施行規則（平成9年佐賀県規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(同居親族要件を適用しない入居者の資格)</p> <p><b>第2条の2</b> 条例第6条第1項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）に規定する被害者で次のア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>イ 略</p>	<p>(同居親族要件を適用しない入居者の資格)</p> <p><b>第2条の2</b> 条例第6条第1項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）に規定する被害者で次のアからウまでのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護、<u>配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条第1項本文の規定による保護</u>が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>イ 略</p> <p>ウ <u>婦人相談所若しくは配偶者暴力相談支援センターによる配偶者からの暴力の被害を受けている旨の証明書が発行されている者又は婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署をいう。）若しくは行政機関若しくは関係機関と連携して配偶者暴力被害者支援を行っている民間</u></p>

改正前	改正後																																										
<p>(9)・(10) 略 2・3 略 別表第3 (第21条、第25条関係)</p> <table border="1" data-bbox="235 523 1104 850"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>1区画当たり使用料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭栄 県営住宅駐車場</td> <td>佐賀市</td> <td><u>1,700円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>高木 県営住宅駐車場</td> <td>佐賀市</td> <td><u>900円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>兵庫 県営住宅駐車場</td> <td>佐賀市</td> <td><u>1,600円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	1区画当たり使用料月額	昭栄 県営住宅駐車場	佐賀市	<u>1,700円</u>	略			高木 県営住宅駐車場	佐賀市	<u>900円</u>	略			兵庫 県営住宅駐車場	佐賀市	<u>1,600円</u>	略			<p><u>支援団体（婦人保護事業委託団体、地域配偶者暴力協議会参加団体及び補助金等交付団体をいう。）において、配偶者からの暴力の被害を受けていることの確認がなされている者</u></p> <p>(9)・(10) 略 2・3 略 別表第3 (第21条、第25条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1162 523 2031 850"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>1区画当たり使用料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭栄 県営住宅駐車場</td> <td>佐賀市</td> <td><u>1,900円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>高木 県営住宅駐車場</td> <td>佐賀市</td> <td><u>1,000円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>兵庫 県営住宅駐車場</td> <td>佐賀市</td> <td><u>1,800円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	1区画当たり使用料月額	昭栄 県営住宅駐車場	佐賀市	<u>1,900円</u>	略			高木 県営住宅駐車場	佐賀市	<u>1,000円</u>	略			兵庫 県営住宅駐車場	佐賀市	<u>1,800円</u>	略		
名称	位置	1区画当たり使用料月額																																									
昭栄 県営住宅駐車場	佐賀市	<u>1,700円</u>																																									
略																																											
高木 県営住宅駐車場	佐賀市	<u>900円</u>																																									
略																																											
兵庫 県営住宅駐車場	佐賀市	<u>1,600円</u>																																									
略																																											
名称	位置	1区画当たり使用料月額																																									
昭栄 県営住宅駐車場	佐賀市	<u>1,900円</u>																																									
略																																											
高木 県営住宅駐車場	佐賀市	<u>1,000円</u>																																									
略																																											
兵庫 県営住宅駐車場	佐賀市	<u>1,800円</u>																																									
略																																											

様式第2号中

控除		
寡婦 寡夫	障害者	
	普通	特別

を

控除			
寡婦	ひとり親	障害者	
		普通	特別

に改める。

